

「気候変動対策に係る新たな条例のあり方」及び「徳島県地球温暖化対策推進計画の改定」に係る諮問について

1 趣 旨

本県では、平成20年10月に徳島県地球温暖化対策推進条例を制定し、また、平成23年8月には徳島県地球温暖化対策推進計画を策定するなど、地球温暖化対策の推進に取り組んできた。

一方、東日本大震災以降、「エネルギーの地産地消」という考え方が定着し、固定価格買取制度（F I T 制度）や電力システム改革が導入されるなど、自然エネルギーを活用した新たなエネルギー政策が本格化したところである。

さらには、昨年12月に温室効果ガス排出削減の新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択され、日本の新たな温室効果ガス削減目標が示されるなど、地球温暖化対策に係る新たな仕組みづくりが進められてきた。

こうした近年の環境情勢の変化を踏まえた上で、「脱炭素社会」の実現に向け、本県の取組みのより一層の充実を図るため、気候変動対策に係る新たな条例制定及び地球温暖化対策推進計画の改定を行うこととする。

2 審議の進め方

（１）部会への付議

徳島県環境審議会運営規程第6条の規定に基づき、気候変動部会へ付議する。

（２）部会の構成員

気候変動対策についてより幅広い分野や専門的事項についての知見等を得るため、構成員を増員する。

（徳島県環境審議会設置条例第5条第2項の規定に基づき、会長が指名する。）

3 今後のスケジュール

	条例制定	計画改定
5月	環境審議会の開催 気候変動部会の開催 (骨子案の取りまとめ)	環境審議会の開催
6月	気候変動部会の開催 (素案の取りまとめ)	気候変動部会の開催 (骨子案の取りまとめ)
7月	パブリックコメント	
8月	気候変動部会の開催 (答申案の取りまとめ)	気候変動部会の開催 (素案の取りまとめ)
9月	答 申 (9月議会へ提案)	
10月		パブリックコメント
11月		気候変動部会の開催 (答申案の取りまとめ)
		答 申



環首第501号

平成28年3月14日

徳島県環境審議会会長 近藤 光男 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



気候変動対策に係る新たな条例のあり方について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本県では、平成20年10月に徳島県地球温暖化対策推進条例を制定し、県民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組んできたところです。

一方、この条例の制定以降、環境分野での技術革新や県民意識の変化は目覚ましく、こうした情勢の変化に的確に対応していくため、また、脱炭素社会の実現に向け、今後の取組をより充実していくため、新しい概念を取り入れるとともに、現在の取組を気候変動対策として再構築する新たな条例を制定する必要があると考えております。

そこで、気候変動対策に係る新たな条例のあり方について、貴審議会の意見を求めます。



環首第502号

平成28年3月14日

徳島県環境審議会会長 近藤 光男、殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



徳島県地球温暖化対策推進計画の改定について（諮問）

徳島県地球温暖化対策推進条例第7条第1項で規定する地球温暖化対策推進計画を改定するに当たり、同条第6項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本県では、平成23年8月に徳島県地球温暖化対策推進計画を策定し、県内の2020年の温室効果ガス排出量を1990年比で25パーセント削減するという目標を掲げ、県民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組んできたところです。

一方、平成27年12月には温室効果ガス排出削減の新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択され、本県においても自然エネルギーの導入加速化をはじめとした対策の充実が図られる等、近年の環境情勢の変化を踏まえ、今後の脱炭素社会の実現に向けた、新たな温室効果ガス削減目標を設定する必要があると考えております。

そこで、徳島県地球温暖化対策推進計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。